

第 3 委員会報告資料

M I C E 施設における運営権制度の導入について

平成 3 1 年 2 月
経済観光文化局

1. 運営権制度導入の趣旨

○公共施設等運営権(コンセッション)制度とは、利用料金を徴収する公共施設について、**市が施設を所有したまま、施設の運営権を事業者を設定するもので、MICE施設での運営権導入を図ることにより、**

1 長期間での運営が可能となり、一層の質の高いMICE誘致が実現する。

- ・4～5年以上先の質の高いMICE等※を戦略的に誘致することができる
(※市のMICE戦略に沿った国際的な催事、大規模な展示会やスポーツ等)
- ・MICEに精通した専門人材を安定的に確保できる など

2 民間的な視点を取り入れることで、より魅力のある施設となり、サービスの向上が図られる。

- ・利用者の増加や利便性向上に向けた設備投資、利便施設等の設置が可能となる
- ・事業者の創意工夫による充実したサービスが、他都市施設との差別化やリピーターの定着につながる など

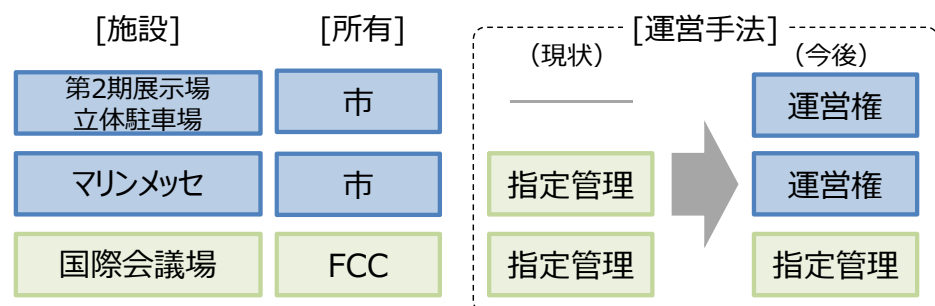
3 施設整備の効果を最大限に発揮する柔軟な運営により、収益力の向上が図られる。

- ・曜日、時期などの需要動向や、催事に応じた柔軟な料金設定により、収入の増加が図られる
- ・収益力が向上することで、市の施設整備費等の回収につながる など

2. 運営権事業の概要等について

(1) 対象施設

○マリンメッセ、第2期展示場、立体駐車場に運営権制度を導入していく。
(今後、WFホールについても施設整備にあわせ、導入を図っていく。)



※FCC：(一財)福岡コンベンションセンター
※FCC所有の国際会議場は指定管理制度を継続する

(2) 事業期間

○大規模修繕や、設備投資期間、専門人材の育成等を考慮して、**20年程度**とする。

(3) 対象業務

- 運営業務：MICE誘致、予約受付・利用調整、利用許可、催事開催支援、広報等
- 管理業務：警備、清掃、什器備品の保守管理・修繕等
- その他：統括管理業務、開業前準備業務等

(4) 運営権対価

○市は現在の料金水準を基に**利用料金の上限を条例に定め**、運営権者は上限の範囲内で料金を設定し、利用料金を自らの収入とし、市に運営権対価を支払う。

【利用料金の上限の考え方(マリンメッセ・第2期展示場)】

- ・第2期展示場の料金については、高稼働率を維持し、市場性が認められているマリンメッセと同程度(mi単価)とし、料金区分についても両施設の一体利用の利便性を踏まえて同様としていく。
- ・事業者の創意工夫による収入増等を図るため、現在、展示会等と同一区分であるコンサート等の「興行」等について新たな催事区分の設定を検討する。

(5) 運営体制の強化

○市の戦略に沿ったMICEや複数施設を利用する大規模なMICEの円滑な開催を可能とするため、**FCCを基本に既存施設と新設施設の一体的な運営**を図る。

○既存施設については修繕業務の増加等も想定されることから、市との適切な役割分担のもと、FCCは施設所有者として維持管理等を担いつつ、運営権を含む、今後の運営については、民間的な視点を取り入れ、ホテル等を含む「オール・イン・ワン」のコンベンションゾーンを実現するために、FCCと民間事業者との連携も見据えた、新たな運営体制を検討する。

3. 今後の進め方(予定)

○2019年6月の議会に向けて、運営権の設定の手続きや利用料金(上限)などを規定するコンベンション施設条例の改正の検討を行い、今後、必要な手続き等を進めていく。

